

朝日環境センター施設整備事業に係る
環境影響評価調査計画書

概 要 版

令和7年2月

川 口 市

目 次

1.	事業者の名称等.....	1
2.	対象事業の目的及び概要	1
2.1	対象事業の名称等	1
2.2	対象事業の目的	1
2.3	対象事業の実施区域	1
2.4	対象事業の規模	1
2.5	対象事業の実施期間	3
2.6	施設配置計画.....	3
2.7	ごみ処理計画.....	5
2.8	ごみ処理施設の整備方針	5
2.9	施設諸元	5
2.10	公害防止及び環境保全に関する計画	6
2.11	車両運行計画.....	8
2.12	工事計画	9
3.	環境影響評価の項目	10
4.	調査、予測、評価の手法等	11
4.1	調査	11
4.2	予測	15
4.3	評価	16

1. 事業者の名称等

名 称： 川口市

代表者： 川口市長 奥ノ木 信夫

所在地： 埼玉県川口市青木2丁目1番1号

2. 対象事業の目的及び概要

2.1 対象事業の名称等

対象事業の名称： 川口市朝日環境センター施設整備事業（以下、「本事業」という。）

対象事業の種類： 廃棄物処理施設の設置（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号）

2.2 対象事業の目的

川口市（以下「本市」という。）は、戸塚環境センター西棟（処理能力 300t/日）及び朝日環境センター焼却棟（同 420t/日）の2か所の焼却施設で一般ごみの処理を行っています。いずれの焼却施設も供用開始から長期間経過しており、戸塚環境センターは、施設の耐用年数を考慮して、西棟に代わる新たな焼却施設の建設を進めています。

また、朝日環境センター焼却棟（以下「既存施設」という。）は、令和6年（2024年）12月で稼働開始から22年が経過しており、施設の点検、補修及び修繕を増やしているにも関わらず、運転停止につながる不具合等が頻発している状況です。このため、「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和6年3月 川口市）において、再整備方式の検証を実施し、本市における安定的なごみ処理が望めることは基より、投じた費用に対する副次的な効果が最も高い建替えが望ましいと考えたものです。

本事業は、既存施設敷地内に、後述する施設整備の基本方針に従って「朝日環境センター」（以下「新施設」という。）を新設することを目的としています。

2.3 対象事業の実施区域

位 置： 川口市朝日4丁目21番33号（次頁図参照。以下、「対象事業実施区域」という。）

面 積： 約 3.1ha

2.4 対象事業の規模

規模（処理能力）： 318t/日

【対象事業実施区域の位置】



2.5 対象事業の実施期間

本事業に係る新施設供用までの全体工程は、下表に示すとおりです。

令和 9 年度までに基本計画の策定及び基本設計の実施、並行して環境影響評価手続を実施したのち、令和 10 年度から令和 11 年度にかけて事業者を選定します。令和 12 年度より事業者による実施設計の検討及び既存施設の解体工事に着手し、令和 13 年度より新施設の建設工事を開始します。新施設のプラント工事（設備機器の据付等）が完了したのち、令和 17 年度後半に試運転を開始し、同年度中に新施設を竣工、令和 18 年度より新施設の供用を開始します。

【対象事業の全体工程】

令和年度 項目	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)
基本計画	●	●											
基本設計			●	●									
環境影響評価	●	●	●	●									
事業者選定				●	●	●							
実施設計						●	●						
既存施設 解体工事						●	●	●					
新施設 建設工事								●	●	●	●	●	●
試運転												●	●
新施設稼働（供 用）												●	→

2.6 施設配置計画

本事業の施設配置計画は、下表及び次ページの図に示すとおりです。

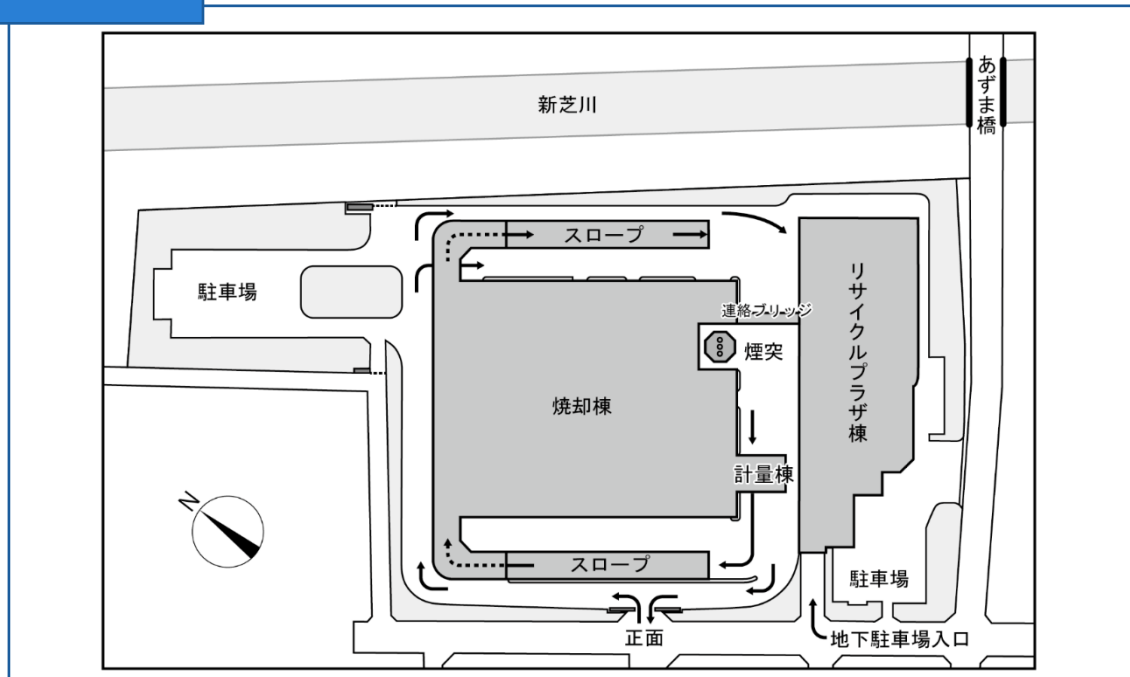
本事業では、対象事業実施区域にある既存の工場棟（焼却処理施設）を解体撤去し、新施設を設置します。

【施設配置計画】

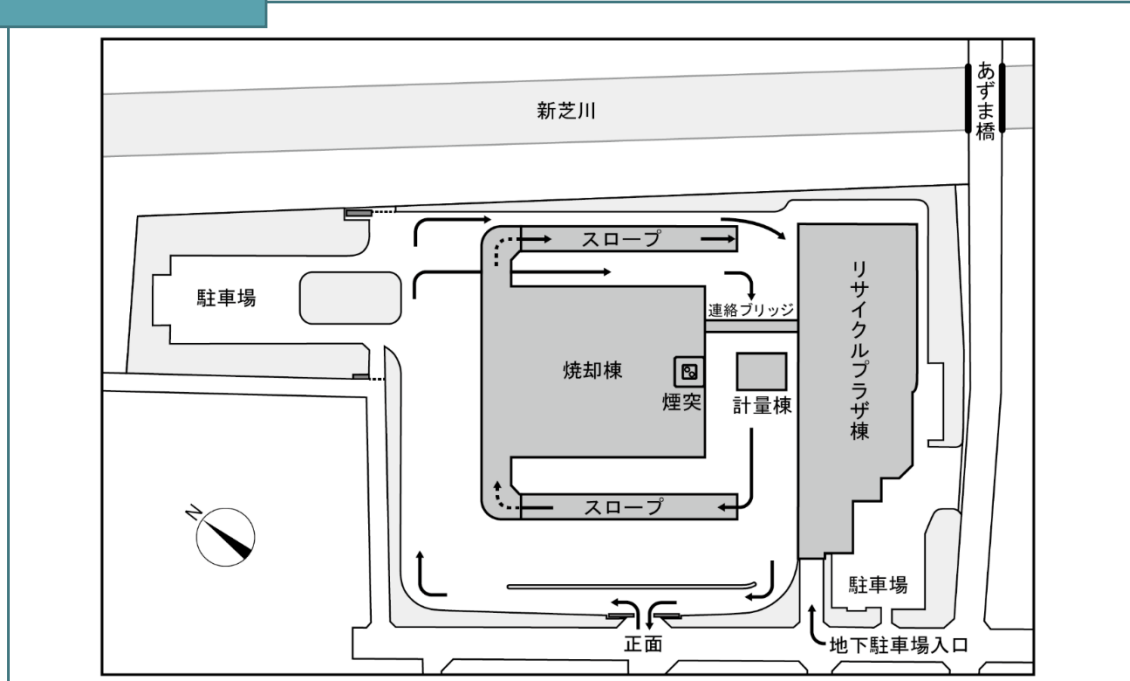
新施設	施設規模等	処理対象物等
焼却処理施設	建屋面積：検討中 施設規模：318t/日	・一般ごみ ・他所灰（戸塚環境センター由来） ・リサイクル残さ ・災害廃棄物
その他整備予定の施設	ランプウェイ、計量棟、駐車場、構内道路等	—

【施設配置計画図】

既存施設配置



新施設配置（案）



2.7 ごみ処理計画

現状のごみ減量化施策を継続した場合の令和 11 年度における年間計画処理量は 175,001 トン、一人当たりのごみ排出量原単位は 774g/日、同じく目標達成のための施策を実施した場合の年間計画処理量は 171,834 トン、一人当たりのごみ排出量原単位は 760g/日と想定しています。

川口市では、一般ごみは、本事業の対象施設である朝日環境センター及び戸塚環境センターで処理されています。資源物は、朝日環境センター内にあるリサイクルプラザで処理されています。本事業により新たに整備する新施設は、基本的に現在の川口市におけるごみ処理体系を引き継ぐものとなりますが、粗大ごみについては、新施設に粗大ごみ処理の破碎設備を設置し、可燃性の粗大ごみを受け入れます。

2.8 ごみ処理施設の整備方針

川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画における一般廃棄物処理施設の施設整備に関する基本方針は以下のとおりです。

- 1 安全で安定した適正処理を行う施設を整備します。**
- 2 施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを削減します。**
- 3 施設内での資源回収を推進します。**
- 4 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーに配慮します。**
- 5 災害発生時に対応できる施設を整備します。**

2.9 施設諸元

本施設の諸元は、下表に示すとおりです。施設規模は 318t/日（2 炉構成）とします。川口市のごみ排出量は、平成 25 年（2013 年）度から減少傾向が続いており、将来の焼却処理量も減少することから、新施設は既存施設よりも施設規模が小さくなります。

なお、処理方式は今後決定する予定であり、焼却方式（ストーカ式又は流動床式）、焼却方式＋灰溶融、ガス化溶融方式（シャフト式又は流動床式）のいずれかとなります。

【施設諸元】

項 目	新施設	既存施設
施設規模	318 t/日	420 t/日
焼却炉系列数	2 系列	3 系列
処理方式	3 方式から選定中	流動床式ガス化溶融方式
運転時間	24 時間連続運転	24 時間連続運転
年間稼働日数	1 炉当たり 280 日程度	1 炉当たり 280 日程度
煙突高さ	検討中	100 m

2.10 公害防止及び環境保全に関する計画

(1) 大気汚染

- ・ 「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定される規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行います。
- ・ 排出ガス処理設備を設置し、適正な運転・管理を行います。
- ・ 燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行います。

【大気汚染に係る公害防止基準】

項 目	新施設	既存施設	法令基準値 (新設対象)
ばいじん (g/m ³ N)	0.01	0.01	0.04
硫黄酸化物 (ppm)	10	10	681
窒素酸化物 (ppm)	50	50	250
塩化水素 (ppm)	10	10	430
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.05	0.05	0.1
水銀 (μg/m ³ N)	30	-	30

(2) 水質汚濁

- ・ 新施設において施設の稼働のために使用するプラント用水及び生活用水の給水方法は、今後のプラントメーカーの提案により決定します。
- ・ 新施設におけるプラント排水及び生活排水等は、公共下水道に放流する計画です。

(3) 騒音・低周波音・振動

- ・ 「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行います。
- ・ 設備機器は、実行可能な範囲で建屋内へ配置します。また、特に騒音及び振動の発生が想定される設備機器は、専用室に配置し、防音対策を講じるとともに、振動の伝ばを防止する装置等を設置します。加えて、騒音の伝搬経路となる吸気口・排気口の位置に留意した設備機器の配置を検討します。

【騒音に係る公害防止基準】

時間区分 区域区分	単位	朝 午前6時～ 午前8時	昼 午前8時～ 午後7時	夕 午後7時～ 午後10時	夜 午後10時～ 午前6時
新施設	dB(A)	50以下	55以下	50以下	45以下
既存施設	dB(A)	50以下	55以下	50以下	45以下
法令の規制値 (第4種区域)	dB(A)	65以下	70以下	65以下	60以下

【振動に係る公害防止基準】

時間区分 区域区分	単位	昼 午前8時～午後7時	夜 午後7時～午前8時
新施設	dB(A)	60以下	55以下
既存施設	dB(A)	60以下	55以下
法令の規制値 (第4種区域)	dB(A)	65以下	60以下

(4) 悪臭

- ・ 「悪臭防止法」において規定される規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行います。
- ・ 新施設において臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部を負圧にするとともに、プラットフォーム出入口にはエアカーテンを装備することで臭気の漏えいを防ぎます。また、プラットフォーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、必要に応じてプラットフォーム及びごみピット内への消臭剤散布により悪臭防止に努めます。

【悪臭に係る公害防止基準】

区域区分	1号規制基準（敷地境界線）	2号規制基準（煙突排出口）
新施設	臭気指数：15	臭気指数：55
既存施設	臭気指数：15	臭気指数：55
法令の規制値（C区域）	臭気指数：18	臭気指数：58

(5) 低炭素化

- ・ 可燃ごみ等の焼却処理により発生する熱エネルギーを有効に活用するため余熱利用として、発電や熱利用を行う予定です。
- ・ 本施設でのエネルギー回収率は22.0%以上を目標とします。
- ・ 地球温暖化防止に貢献するため、環境省の「温室効果ガス排出抑制等指針」の「廃棄物部門の指針(対策メニュー)」を参考に、温室効果ガスの排出抑制に資する設備を選択し、導入するとともに、設備機器の使用方法に関しても、温室効果ガスの発生抑制を心がけるものとします。
- ・ 地球温暖化防止及び2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、再生可能エネルギーや温室効果ガス等削減技術導入の検討を実施します。また、長寿命な施設となるよう、建物、設備の維持管理や更新等を適切に行います。

(6) 緑化計画

- ・ 敷地全体で、工場立地法に定める緑化率20%以上を確保するとともに、適切に維持・管理を行います。また、人工的雰囲気の緩和を考慮するとともに、植樹の構成は、高木、中木、低木を組み合わせて多層構造となるよう配慮します。

2.11 車両運行計画

施設への廃棄物の搬入時間について、月曜日から金曜日まで（日曜日・祝日）は8時30分から16時、土曜日は8時30分から12時までとします。（年末年始の受け入れは別途決定します。）

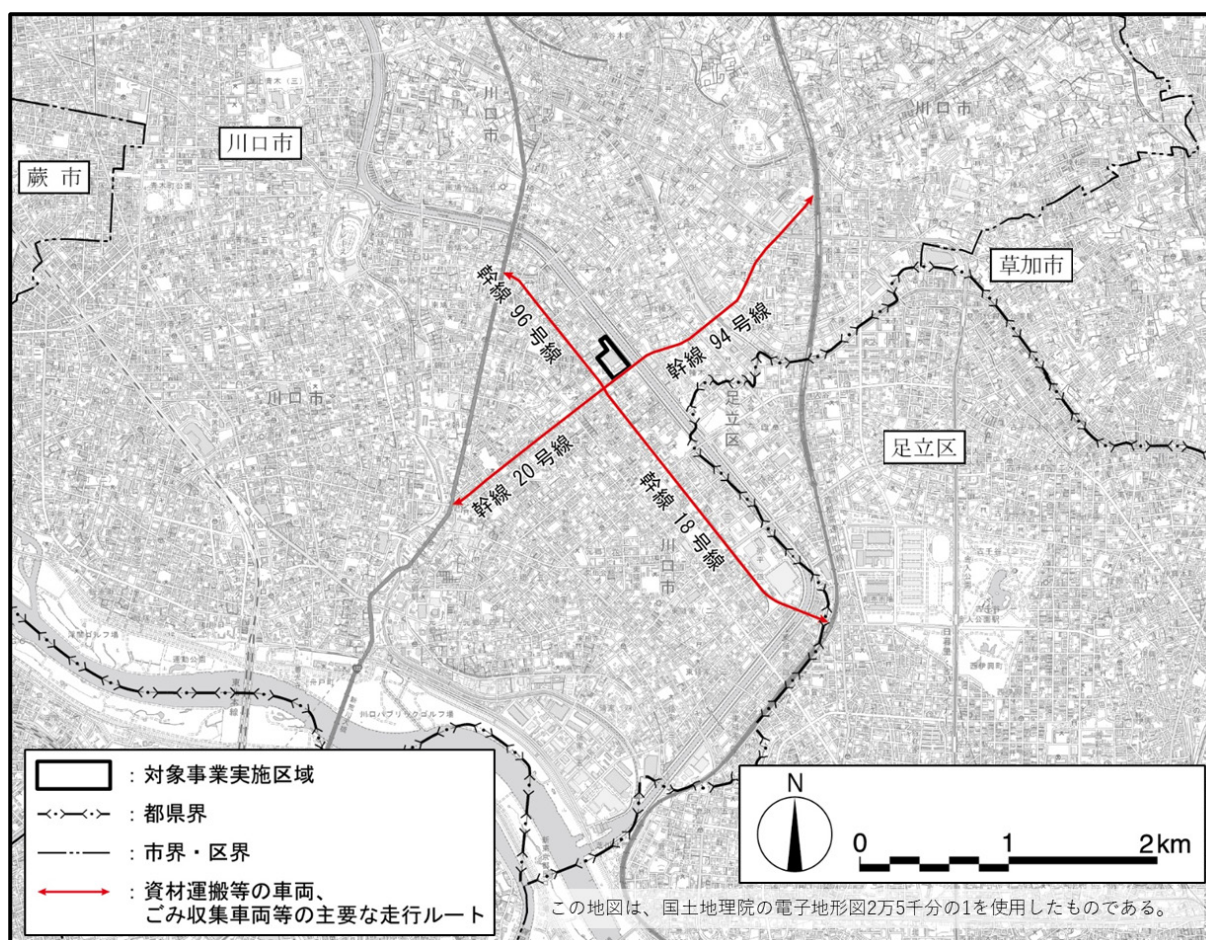
また、施設供用開始となる令和18年度時点で、新施設に搬入・搬出する車両台数は下表に、主要な走行ルートは次頁の図に示すとおりです。

【廃棄物等搬入・搬出車両台数】

単位：台/日（片道）

種別		令和18年度 推計台数	令和5年度 実績台数	備考
搬入車両	焼却処理施設関連	213	225	一般ごみ等
	粗大ごみ処理施設関連	146	94	粗大ごみ等
	その他（資源物関連）	146	185	資源物、有害ごみ等
搬出車両	焼却処理施設関連	1	1	焼却灰、残さ物等
	粗大ごみ処理施設関連	5	3	資源物等
	その他（資源物関連）	12	16	資源物、有害ごみ等
合計		523	524	-

【廃棄物等搬入・搬出車両の主要な走行ルート】



廃棄物等搬入・搬出車両による道路環境への負荷の軽減のため、以下に示す対策を検討します。

- ・ ゴミ収集車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前7時から午後5時までの運行計画とするとともに、車両の空ぶかしの抑制・アイドリングストップ等を行い、適正な走行に努めます。

2.12 工事計画

新施設整備に係る工事工程は、下表に示すとおりです。令和13年度に既存施設の解体撤去を完了します。その後、新施設の建設工事を開始し、令和17年度までに工場棟及び計量棟を竣工します。

また、工事用の資材・機材の搬入等に使用する工事用車両の主要な走行ルートは上の図に示したとおりです。

【工事工程の概要】

令和年度 項目	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
既存施設解体撤去	●	●				
工場棟建設工事		●	●	●	●	●
計量棟建設工事					●	●

工事中の環境保全対策として、下記の実施を検討します。

- ・ 建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機種を採用します。
- ・ 敷地境界又は工事区域の境界上に工事用仮囲い等を設置するほか、適宜散水等を実施し、粉じん等の飛散防止を図ります。
- ・ 工事用車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努めます。
- ・ 工事用車両は実行可能な範囲で、低排出ガス車や低燃費車を使用するほか、空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努めます。
- ・ 工事用車両は、原則として土曜日・日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とします。
- ・ 工事用車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、車両出入口付近にて水洗いを行います。
- ・ 工事中に発生する濁水は、関係法令等で定められた基準値を下回る水質で公共下水道に放流します。
- ・ 土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法等に基づく手続きを行い、拡散防止策を実施します。
- ・ 本事業の実施に伴う掘削土を搬出する場合は、汚染物質について搬出先の受入基準との適合状況を調査し、調査結果に応じて適切な対応を図ります。
- ・ 工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努めます。
- ・ 再生資材及び再利用資材の活用に努めるほか、建設残土については、場内での再利用に努め、排出量を抑制します。
- ・ 本事業の実施に伴う掘削土を搬出するにあたって、汚染土壌やカーバイドくずが確認された場合には、適正な処分を行い、区域外に廃棄物等が拡散しないよう適正な措置を実施します。

3. 環境影響評価の項目

環境影響評価項目は、対象事業の実施に伴う環境影響要因と当該地域の特性を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」の別表 3-5 の関連表に準拠して選定しました。選定結果は下表に示すとおりです。

影響要因の区分			工事中			存在・供用時				
環境影響要因			建設機械の稼働	車両の走行	資材運搬等の	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	自動車等の走行	
調査・予測・評価の項目										
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物		●	●			●	●	
		二酸化硫黄または硫黄酸化物						●		
		浮遊粒子状物質		◎	◎			●	●	
		微小粒子状物質			◎			●	●	
		炭化水素			◎				●	
		粉じん		×	×				×	
		水銀等（水銀及びその化合物）						●		
		大気質に係る有害物質等					◎	●		
	騒音・低周波音	騒音		●	●			●	●	
		低周波音						●		
	振動	振動		●	●			●	●	
	悪臭	臭気指数または臭気の濃度						●		
		特定悪臭物質						●		
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量						×	
			浮遊物質						×	
			窒素及びりん						×	
			水温							
			水素イオン濃度						×	
			溶存酸素量						×	
			その他の生活環境項目						×	
			健康項目等						×	
		底質	強熱減量							
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
			底質に係る有害物質等						×	
		地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目					◎		
	水象	河川等の流量、流速及び水位								
		地下水の水位及び水脈								
		温泉及び鉱泉								
		堤防、水門、ダム等の施設								
	土壌	土壌に係る有害項目					◎	●		
	地盤	地盤沈下								
	地象	土地の安定性								
地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）						×				
表土の状況及び生産性										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		×			×			
		保全すべき種					×			
	植物	植生及び保全すべき群落						×		
		緑の量						○		
生態系	地域を特徴づける生態系			×			×			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）						×		
		眺望景観						●		
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場			●			○	○	
	史跡・文化財	指定文化財等						×		
		埋蔵文化財						×		
	日照障害	日影の状況						●		
	電波障害	電波受信状況						●		
	風害	局所的な風の発生状況								
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物					◎	●	
			残土					◎		
雨水及び処理水										
温室効果ガス等	温室効果ガス		●	●				●	●	
	オゾン層破壊物質							×		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量		×	×					

●：標準的に選定する項目。○：事業特性、地域特性により選定する項目。

×：標準的に選定する項目または事業特性、地域特性により選定する項目であるが、今回選定しないもの。

◎：標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定するもの。

4. 調査、予測、評価の手法等

4.1 調査

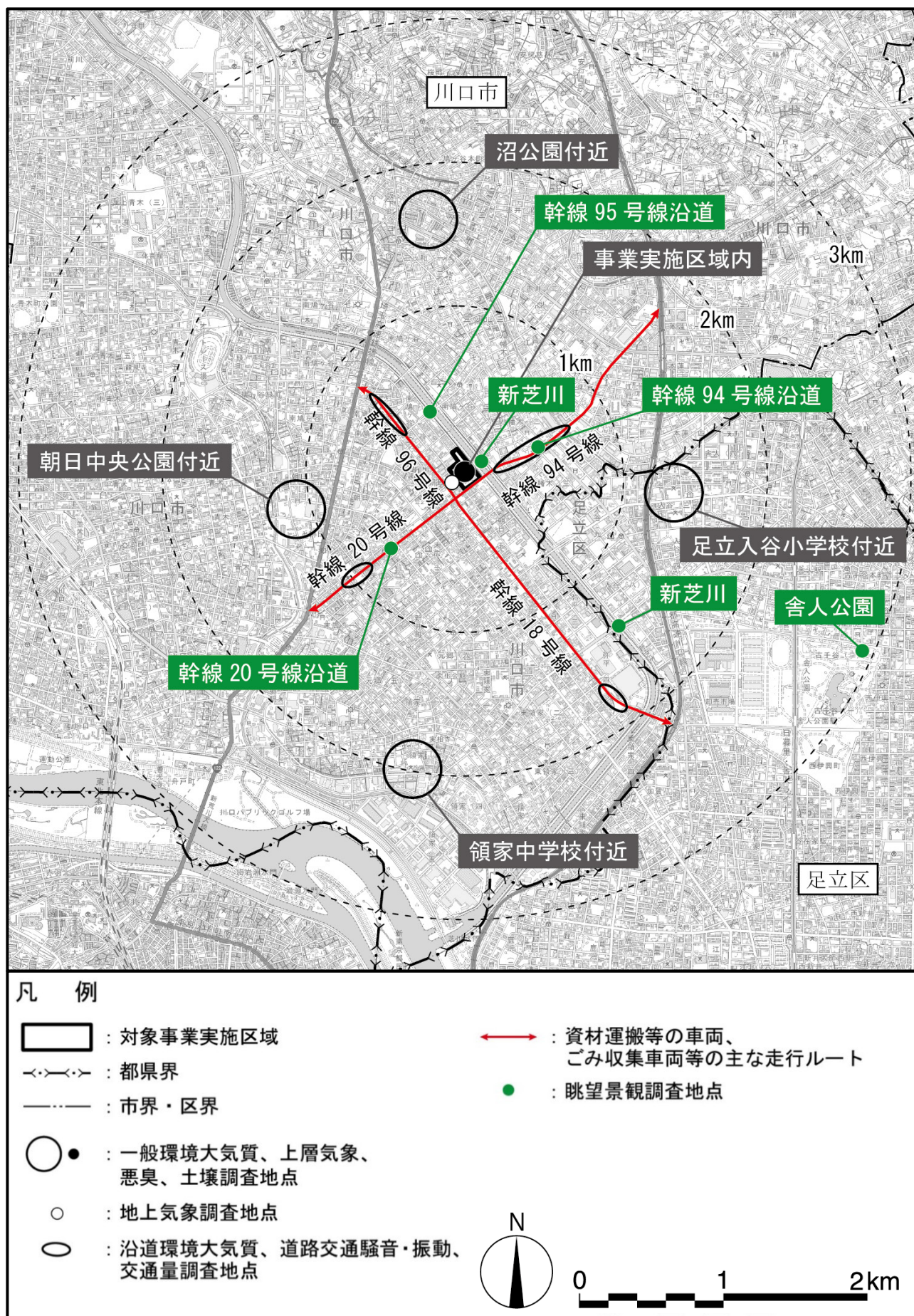
調査は、事業の実施により環境への影響が及ぶおそれがあると想定される地域を、既存資料の収集及び現地調査により行います。

現地調査の主な内容は、以下に示すとおりです。

調査項目		調査地域・地点	調査期間等
大気質	一般環境大気質（二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀、アスベスト※1）	対象事業実施区域内 1 地点及びその周囲の住宅地付近 4 地点 ※1：アスベストは対象事業実施区域内 4 地点	4 季各 7 日間連続 ※1：アスベストは任意の時期に 1 回 3 日間各 4 時間
	沿道環境大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、炭化水素）	資材運搬等の車両及びごみ収集車両等の主要な走行経路上の 4 地点	4 季各 7 日間連続
	地上気象（風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量）	対象事業実施区域近傍 1 地点	1 年間の通年観測
	上層気象（風向・風速、気温）	対象事業実施区域内 1 地点	4 季各 7 日間連続
騒音・低周波音・振動	環境騒音、低周波音、環境振動	対象事業実施区域の敷地境界 4 地点	平日・休日各 1 回（24 時間連続）
	道路交通騒音、道路交通振動、交通量、走行速度、地盤卓越振動数、道路構造	資材運搬等の車両及びごみ収集車両の主要な走行経路上の 4 地点	平日（水曜日以外）・水曜日各 1 回（6 時～22 時）
悪臭	臭気指数、特定悪臭物質	対象事業実施区域の敷地境界 2 地点（風上・風下）及びその周囲の住宅地付近 4 地点	夏季・冬季各 1 回
地下水	環境基準項目、ダイオキシン類、その他（水素イオン濃度、電気伝導率、イオン組成項目）	対象事業実施区域内の 8 地点（遮水壁による封じ込め措置の範囲内 4 地点、範囲外 4 地点）	年間の地下水を代表する時期として 4 季
土壌	第一種特定有害物質、第二種特定有害物質、ダイオキシン類	対象事業実施区域内	任意の時期に 1 回
	ダイオキシン類	対象事業実施区域の周囲の 4 地点	任意の時期に 1 回
植物	植物群落、緑被率、緑視率	対象事業実施区域及びその周囲約 200m の範囲	夏季の 1 季（緑被率、緑視率は任意の時期に 1 回）
景観	主要な眺望景観の状況 主要な眺望地点の状況	対象事業実施区域及びその周囲の 6 地点	2 季（着葉期、落葉期）に各 1 回 ※舎人公園においては 2 季（着葉期、落葉期）に加えて、春季及び冬季に各 1 回

調査項目		調査地域・地点	調査期間等
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等、自然とのふれあいの場の利用状況、自然とのふれあいの場への交通手段の状況	対象事業実施区域及びその周囲の1地点	自然とのふれあいの場への影響の予測、評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握できる時期
日照障害	日影の状況	冬至日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点	冬至日またはその前後の時期に1回
電波障害	電波の発信状況 電波の受信状況	電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点	任意の時期に1回

◆ 大気質、道路交通騒音・振動、悪臭、土壌、景観、自然とのふれあいの場



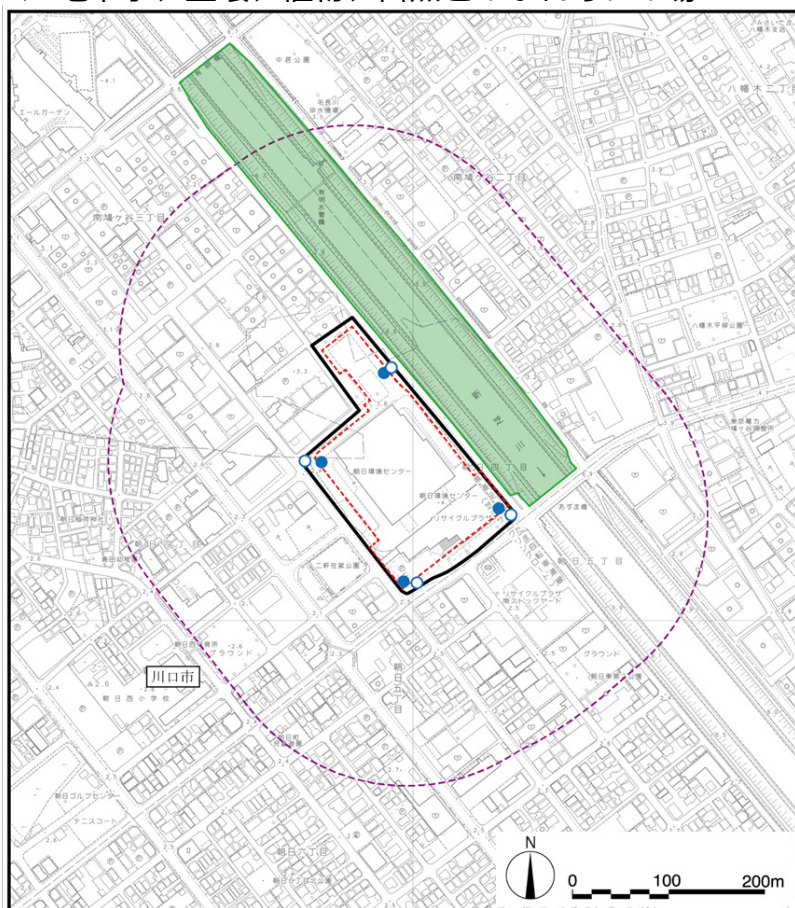
◆ 大気質、環境騒音・振動・低周波音、悪臭



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 大気質調査地点 (アスベスト)
- : 一般環境調査地点
(騒音・振動・低周波音)
- ▲ : 悪臭調査地点

◆ 地下水、土壌、植物、自然とのふれあいの場



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 遮水壁
- : 地下水調査及び土壌調査地点
(遮水壁による封じ込め措置の
範囲内)
- : 地下水調査
(遮水壁による封じ込め措置の
範囲外)
- : 植物調査地域
- : 自然との触れ合いの場
(新芝川)

4.2 予測

環境影響評価項目ごとの予測内容は、下表のとおりです。

予測は、理論に基づく計算、事例の引用又は解析その他の方法により定量的に予測内容を把握することができる方法（定量的に把握することが困難な場合にあっては、定性的に予測内容を把握することができる方法）により行います。

予測項目	影響要因		予測内容
大気質	工事	建設機械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子状物質
		資材運搬等の車両の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素
		造成等の工事	アスベスト
	存在・供用	施設の稼働	二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀
		自動車等の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	建設作業騒音レベル
		資材運搬等の車両の走行	道路交通騒音レベル
	存在・供用	施設の稼働	施設騒音レベル、低周波音音圧レベル
		自動車等の走行	道路交通騒音レベル
振動	工事	建設機械の稼働	建設作業振動レベル
		資材運搬等の車両の走行	道路交通振動レベル
	存在・供用	施設の稼働	施設振動レベル
		自動車等の走行	道路交通振動レベル
悪臭	存在・供用	施設の稼働	特定悪臭物質、臭気指数
地下水	工事	造成等の工事	地下水の水質（環境基準項目、ダイオキシン類）
土壌	工事	造成等の工事	土壌の汚染に係る第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質、土壌中のダイオキシン類
	存在・供用	施設の稼働	土壌中のダイオキシン類
植物	存在・供用	施設の稼働	緑の量（植被率及び緑視率）の変化の程度
景観	存在・供用	施設の使用	眺望景観
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度
		資材運搬等の車両の走行	
日照障害	存在・供用	施設の使用	冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び周囲の住宅及び農地への日影の影響の程度の変化
電波障害	存在・供用	施設の使用	電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度
廃棄物等	工事	造成等の工事	廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況、残土の発生量及び処理の状況
	存在・供用	施設の稼働	廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	温室効果ガスの種類ごとの排出量、温室効果ガスの排出量削減の状況
		資材運搬等の車両の走行	削減の状況
	存在・供用	施設の稼働 自動車の走行	温室効果ガスの種類ごとの排出量、温室効果ガスの排出量削減の状況

4.3 評価

評価は、予測した項目ごとに、以下の二つの手法で行います。

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。
基準又は目標との整合に係る評価	国、埼玉県又は川口市が定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。